

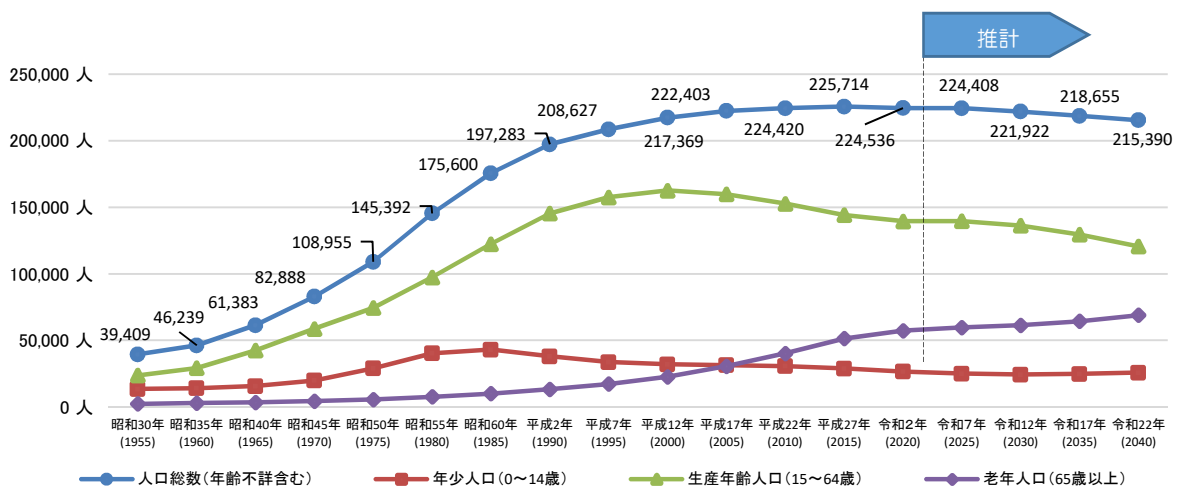
厚木市地域福祉計画（第6期）、厚木市障がい者福祉計画（第7期）及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の策定について

1 計画策定に当たっての基本的な考え方

厚木市地域福祉計画（第6期）、厚木市障がい者福祉計画（第7期）及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）は、計画期間中の令和7（2025）年に団塊世代が75歳を迎え、また、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22（2040）年、さらには、本市において高齢者人口がピークを迎える令和27（2045）年を見据え、本市が目指す「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会¹」を共通の将来像に掲げ、福祉施策・事業を計画的に推進するための計画です。

また、地域包括ケア社会を実現するため、人口等の将来推計や障がい者、高齢者等に対して実施したアンケート調査を基に、必要な福祉サービスを的確に把握するとともに、地域共生社会²の取組を進めるべく策定します。

2 年齢階層別人口の推移



- 人口総数…一貫して増加傾向となっているが増加率は、減少傾向にあり、近年では、横ばい
- 年少人口…昭和60（1985）年以降緩やかに減少
- 生産年齢人口…平成12（2000）年以降減少
- 老年人口…一貫して増加

資料 総務省「国勢調査」（各年）
 令和2（2020）年のみ神奈川県年齢別人口統計調査
 推計については、「厚木市人口ビジョン（令和3（2021）年3月）」

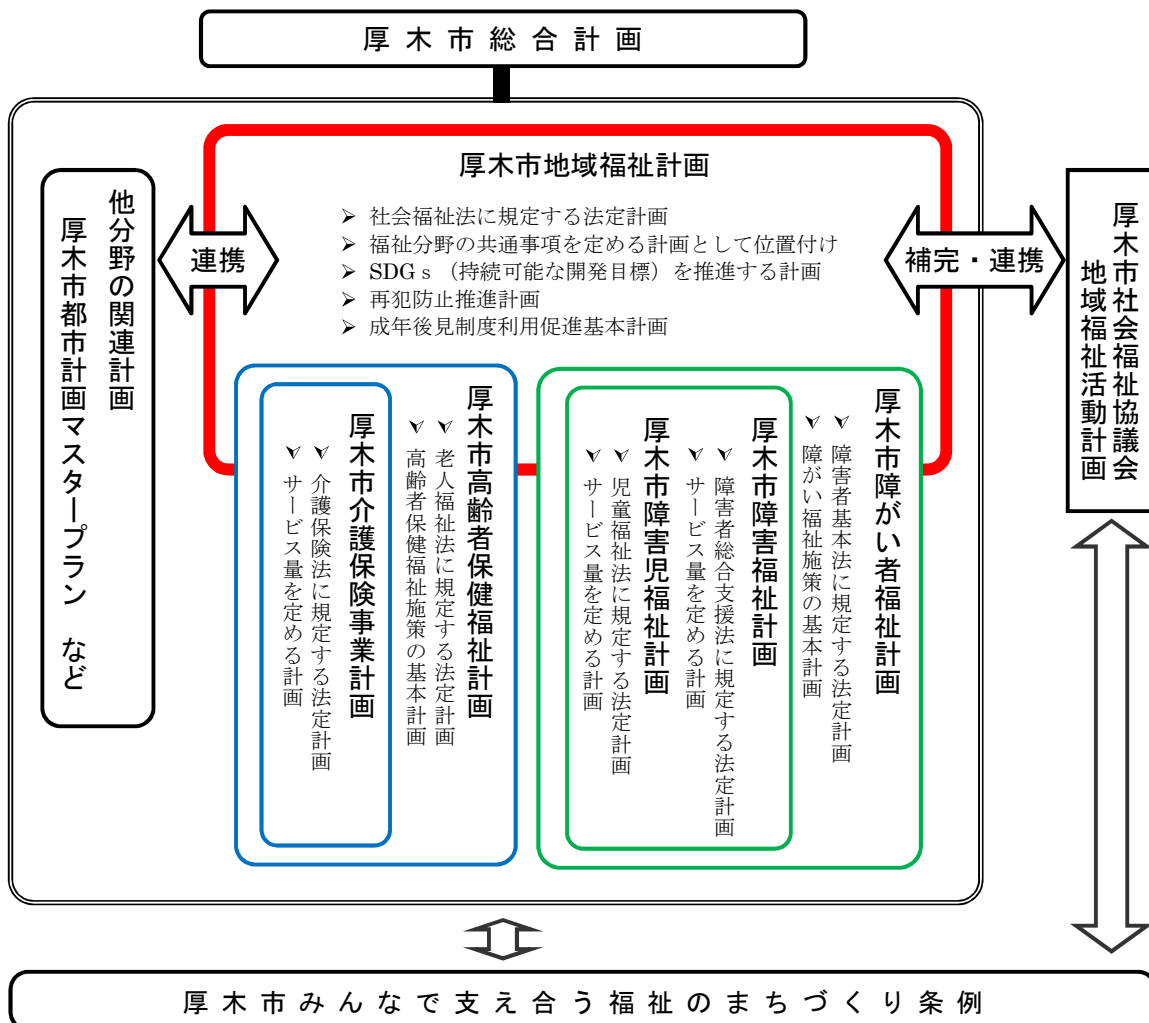
¹ 地域包括ケア社会は、国が提唱する「地域包括ケアシステム」を包含し、高齢者や障がいのある方、子どもなど、地域にお住いの全ての市民の皆様を対象として、誰もが参加・交流できる地域活動と、身近に快適な生活空間を備えた社会です。

² 地域共生社会は、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく社会」です。

3 計画の位置付けと性格

計画名	位置付けと性格	
厚木市地域福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画 ・再犯防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定する再犯防止推進計画 ・成年後見制度の利用の促進に関する法律第 12 条に規定する成年後見制度利用促進基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画 ・第 10 次厚木市総合計画の個別計画 ・SDGs の推進を図る計画
厚木市障がい者福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画 ※ 障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画を包含して策定します。 	
厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画 ※ 介護保険法第 117 条に規定する市町村介護保険事業計画を包含して策定します。 	

4 計画の体系図



5 計画の期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで（3か年計画）

6 計画の目指す姿と全体像

(1) 厚木市地域福祉計画（第6期）

ア 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

イ 基本理念

見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり

ウ 基本目標

(ア) 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

(イ) 互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち

(ウ) 地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち

(2) 厚木市障がい者福祉計画(第7期)

ア 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

イ 基本理念

(ア) 障がいを身近なものとして理解できるまちづくり

(イ) 障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり

(ウ) 誰もが共に生きる地域の一員であることを実感できるまちづくり

ウ 基本目標

(ア) 障がいによって分け隔てられることのないまち

(イ) 自分らしく生きることができるまち

(ウ) 地域で支え合う共生のまち

(3) 厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）

ア 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

イ 基本理念

高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり

ウ 基本目標

(ア) 地域のつながりが深まり安心・継続して暮らせるまち

(イ) 健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまち

(ウ) 充実した介護サービス等を安定して受けられるまち

7 策定スケジュール

- 令和5年2月 策定方針(案)の検討
- 4月 策定方針
- 5月 計画原案
- 7月 意見交換会
- 10月 計画素案 ⇒ 厚木市保健福祉審議会諮問・答申
- 11月 計画案パブリックコメント
- 令和6年4月 計画スタート

厚木市地域福祉計画（第6期）の策定方針

1 計画策定の基本的な考え方

厚木市地域福祉計画（第6期）は、高齢者、障がい者、子ども及び若者が抱える複雑化・複合化する課題やニーズに対して、相談や支援等に必ずつながる社会をつくるために、地域住民や行政が連携しながら解決を図る必要があることから、地域住民が互いに理解し合い、共に支え合う地域社会を計画的に推進するために策定します。

(1) 計画の位置付けと性格

- ア 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画
- イ 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画
- ウ 厚木市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と相互に補完・連携する計画
- エ 第10次厚木市総合計画の個別計画
- オ SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図る計画
- カ 再犯防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する再犯防止推進計画を包含した計画
- キ 成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条に規定する成年後見制度利用促進基本計画を包含した計画

(2) 計画の期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで（3か年計画）

(3) 計画の推進体制

地域、社会福祉協議会及び市が協働し、この計画を推進します。

2 現状

現行計画（第5期）は、地域包括ケア社会の実現に向け、基本理念に「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を掲げ、見守り活動の充実、地域における居場所づくり、地域で支え合う人づくりなどの施策を行政のみならず市民、事業者、関係機関がそれぞれの役割の下に連携し、推進してきました。

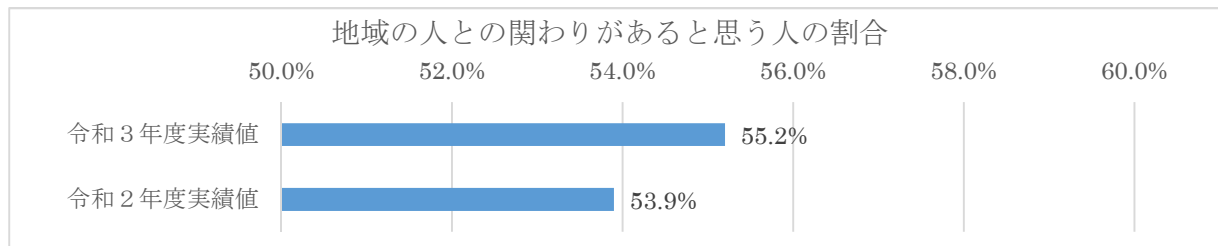
令和3（2021）年度に実施した市民実感度調査では、地域福祉、生きがいつくりについて、「地域の人と日常生活で関わりがある」と回答した人の割合は、「はい」が55.2%と令和2（2020）年度から1.3ポイント上昇しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域住民の交流や見守り活動などに大きく影響を及ぼしていますが、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちの実現について、「見守り、居場所づくりなど、地域福祉活動が進んでいる」と回答した人の割合が50.3%と目標値を0.3ポイント超え、「支援を必要とする人を受け止める包括的な支援体制が充実している」と回答した人の割合は、38.2%と目標値を0.2ポイント超える結果となっています。

【令和3（2021）年度厚木市民実感度調査】

(1) 市の施策による市民の行動の変化「地域福祉・生きがいがづくりについて」

【対象：厚木市在住の満18歳以上の男女（外国人住民を含む）】



(2) 市の施策に対する実感度「住み慣れた地域で自分らしく暮らせるための実現について」

単位：(%)

項目(n)	そう思う	ややそう思う	どちらでもない	そう思わない あまり	そう思わない	実感している	実感していない
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
地域福祉活動の推進(950)	11.5	38.8	30.7	14.8	4.1	50.3	18.9
高齢者、障がい者就労・生きがいがづくりに対する支援(923)	8.5	34.8	35.9	15.6	5.3	43.3	20.9
高齢者福祉施設の整備などの充実(899)	9.2	35.4	37.9	13.5	4.0	44.6	17.5
高齢者に対する支援の充実(910)	10.5	34.8	35.9	13.3	5.4	45.3	18.7
障がい者に対する支援の充実(859)	7.6	31.0	42.3	13.2	6.1	38.6	19.3
包括的な支援体制の充実(883)	6.6	31.6	39.0	17.0	5.9	38.2	22.9

3 課題

現行計画（第5期）では、「住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち」、「互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち」を基本目標に掲げた地域づくりを進めてきましたが、市民実感度調査では、「地域の人と日常生活で関わりのある」と回答した人の割合は55.2%であり、約半数の人が地域の人と関りがないことから、引き続き、見守り活動や地域における居場所づくり、地域で支え合う人づくりを推進する必要があります。

(1) 社会的孤立の顕在化

少子高齢化が進む中で、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などが増えたことにより、地域における住民のつながりが薄れ、社会的に孤立してしまう人が生じやすくなっています。

(2) つながりが実感できる地域づくり

地域では地域住民が主体となった居場所づくり、各地区の地域福祉推進委員会では各種事業を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、人と人との接触を控えた結果、事業の開催回数や参加人数などが減少しました。

実施に当たっては、対象者や状況に応じた開催方法のほか、介護予防などを踏まえた居場所づくりの検討が必要となっています。

(3) 担い手の不足

地域では、見守り活動や居場所づくり、地域で支え合う人づくりに向けた取組が行われていますが、民生委員・児童委員などの地域福祉の担い手不足により、担い手が一部の地域住民に偏ってしまうことが懸念されます。

(4) 地域を支えるネットワークの必要性

社会情勢やライフスタイルの変化により、生活様式や価値観が変わる中で、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域の多様な主体が地域の課題を把握し、共有・連携して福祉活動をする必要があります。

(5) 老いること・障がいがあること等に対する理解の不足

令和7（2025）年には、65歳以上の5人に1人が認知症になるという推計¹もあり、85歳以上では約4割の高齢者がり患するとされていることから認知症に対する理解が必要です。

また、障がい者が社会生活を営むためには、近隣住民や職場の同僚など周囲の理解が不可欠です。令和4（2022）年度に地域の障がい者やその家族を対象に厚木市障害福祉サービス利用実態調査を行った結果、障がい者の35.3%が、障がいや障がい者に対する理解が不足していると回答しています。

精神障がいや発達障がいなど、目に見えない障がいもあることから、障がいについて理解してもらうため、更なる取組が必要です。

(6) 判断能力の不十分な人の増加

今後も、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者、障がい者が増加するとともに、家族関係の希薄化もあり、判断能力の不十分な人の権利と利益を擁護し支援する成年後見制度の需要が高まることが見込まれます。

(7) 様々な課題を抱えた人への支援

経済的な課題や社会的な孤立などの様々な課題を抱えた支援を必要とする人への相談支援に当たっては、心身や世帯の状況、地域社会との関係性などに応じて包括的に受け止め、早期に支援につなげていくことが必要です。

(8) 地域社会とのつながりの希薄化

様々な課題を抱え支援を必要とする人の継続的な支援に当たっては、公的な福祉サービスを活用するだけでなく、地域とのつながりや支え合いの中で、相談者に社会とのつながりを実感していただくことが重要です。

(9) 複雑化・複合化する支援ニーズの増加

地域包括支援センターにおける総合相談件数は年々増加し、医療・介護・福祉などの異業種間の連携も進んでいますが、社会的孤立やひきこもり、各制度の狭間にある問題もあり、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような解決が困難なケースが増えています。

¹ 出典 厚生労働省認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

4 計画の目指す姿と全体像

(1) 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

(2) 基本理念

見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり

(3) 基本目標

ア 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

イ 互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち

ウ 地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち

5 主な取組

(1) 見守り活動の充実

地域住民のちょっとした変化にも気付くことができる、地域におけるゆるやかな見守り活動を推進するとともに、民間事業者と地域見守り協定を締結するなど、見守り体制の重層化を図ります。

(2) 地域における居場所づくり

地域住民が主体となった居場所づくりを支援し、地域住民同士のつながりが実感できる居場所づくりを推進します。

(3) 地域で支え合う人づくり

「支え手」と「受け手」が固定されない、誰もが役割を持って、自分のできる範囲で活躍できる環境づくりを推進します。

(4) 地域を支えるネットワークづくり

様々な地域課題の把握や社会資源の活用のため、地域福祉推進委員会を始めとする関係機関や地域住民などのネットワークを更に強化し、地域特性に応じた福祉活動を推進します。

(5) 福祉に対する理解の促進

福祉に対する理解が深まり、自分や相手を受け入れ、差別や偏見のない、お互いを尊重し合えるまちづくりを推進します。

(6) 権利擁護の推進

今後も、成年後見制度を利用する人や必要とする人が増えていくと予測されることから、制度の周知及び理解を推進するとともに、高齢者や障がい者の特性に応じた支援体制を整えます。

(7) 生活に困窮する人や不安を抱えている人への包括的な相談支援の充実

困りごとを抱えている人を包括的に受け止め、身近な窓口で相談しやすい環境づくりを進めるとともに、関係機関と連携しながら、状況に応じた適切な相談支援を実施します。

(8) 誰もが参加できる地域づくり

スーパー、コンビニ、診療所など生活利便施設にアクセスしやすい環境整備に取り組むとともに、関係機関が相互に連携・協力し、切れ目のない継続的な相談支援につなげ、人と人とのつながりを実感し、参加できる地域づくりを推進します。

(9) 多機関の協働による支援体制の充実

地域での複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、医療・介護・福祉などの関係機関や地域につながる支援ネットワークを活用した支援体制を強化します。

6 策定体制

(1) 庁内

厚木市地域福祉推進会議

(2) 庁外

ア 厚木市保健福祉審議会

イ 厚木市地域包括ケア推進会議

ウ 厚木市地域福祉推進協議会

エ 厚木市成年後見制度利用促進協議会

【将来像】

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】

【達成された姿】

人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを地域包括ケア社会

見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり

基本目標 1
住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち



基本目標 2
互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち



基本目標 3
地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち



- 1 見守り活動の充実
- 2 地域における居場所づくり
- 3 地域で支え合う人づくり
- 新規** 4 地域を支えるネットワークづくり
- 5 福祉に対する理解の促進
- 6 権利擁護の推進
【成年後見制度利用促進基本計画】
- 新規** 7 生活に困窮する人や不安を抱えている人への包括的な相談支援の充実
- 8 誰もが参加できる地域づくり
【再犯防止推進計画】
- 9 多機関の協働による支援体制の充実

住民同士が、日頃からのあいさつや何か気になることがあった時の声掛けなどを通じて、お互いにゆるやかな見守りをする関係ができています。

地域内の至る所に気軽に集える居場所があり、世間話やおしゃべりをしながら楽しい時間を過ごすことで、地域とのつながりが強まり、絆が深まっています。

「支え手」と「受け手」の関係を超えて誰もが活躍できる地域ができています。

地域の課題や社会資源が地域で共有され、地域を支えるネットワークが活用されている。

福祉の啓発や学習の機会が充実し、お互いに理解し、尊重し合える関係ができています。

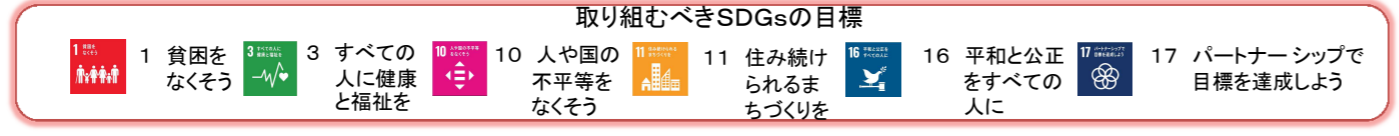
全ての人々の人権が尊重され、自分らしい暮らしをすることができています。

身近に相談窓口があり、本人の状況に応じた継続的な支援が行われ、地域とのつながりが実感できています。

関係機関が相互に連携・協力して支援することで、地域社会とつながりを実感し、安心・安全・快適に暮らすことができている。

医療・介護・福祉などの関係機関や地域につながる支援ネットワークがあり、複雑化・複合化する課題やニーズに対して、必ず支援につながる社会ができています。

地域包括ケア社会の実現



厚木市障がい者福祉計画（第7期）の策定方針

1 計画策定の基本的な考え方

障がい者福祉計画（第7期）は、誰もが障がいを身近なものとして理解し、障がい者が自分らしく生きることができる地域共生社会の実現を目指し、誰も排除されない社会環境と多様なニーズにきめ細かく対応する支援体制の推進を図るために策定します。

(1) 計画の位置付けと性格

ア 障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画

（障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を包含して策定します。）

イ 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画

ウ 第10次厚木市総合計画の個別計画

エ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

(2) 計画の期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで（3か年計画）

(3) 計画の推進体制

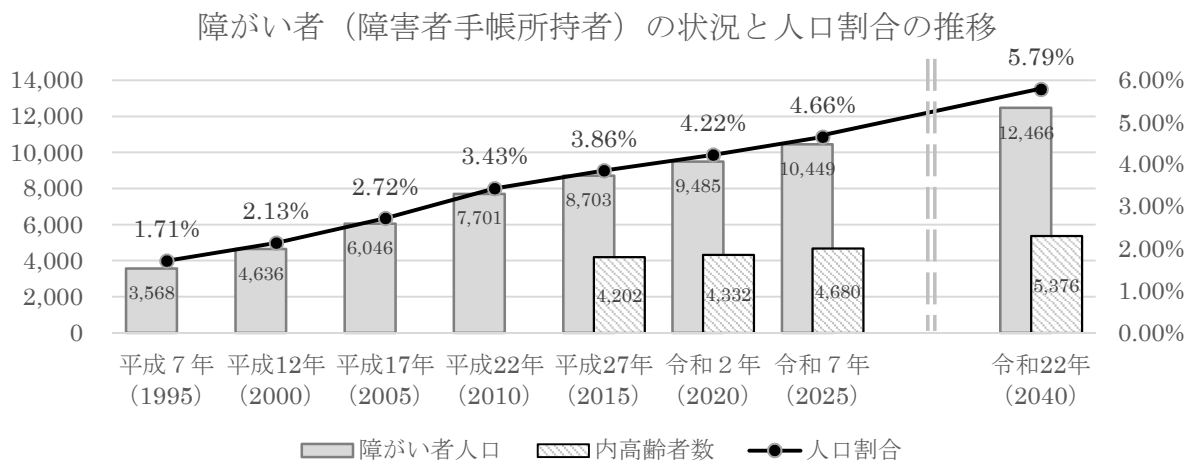
地域、障害者協議会、社会福祉協議会及び市が協働し、この計画を推進します。

2 現状

現行計画（第6期）では、すべての人がともに生きるまちづくりを目指し、相談支援体制の強化、地域生活支援拠点の機能拡充や障害者協議会を中心に居住支援や就労支援等の施策を推進してまいりました。

(1) 障がい者の状況

障がい者は年々増加しており、令和7（2025）年には平成7（1995）年の約3倍に当たる10,449人になると推計し、障がい者における65歳以上の高齢者の割合についても、半数を占めると見込んでいます。



資料 「厚木市障がい者数統計」、「厚木市人口ビジョン（令和3（2021）年3月改定）」

(2) 厚木市障害福祉サービス利用実態調査の状況

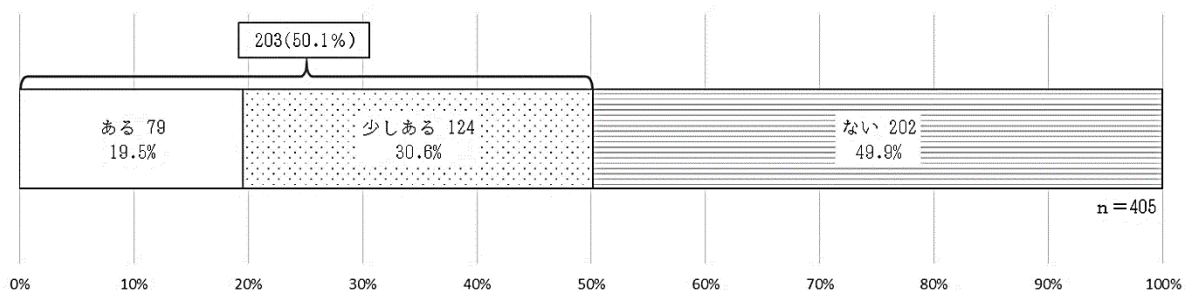
令和4（2022）年度に地域の障がい者やその家族を対象に厚木市障害福祉サービス利用実態調査（以下、「実態調査」という。）を実施しました。

本調査において、「ここ3年間で障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。」という問いに対して、「ある」、「少しある」と回答した割合は、前回調査時の63.3%から50.1%に、「あなたがお住まいの地域の方は障がい者に対する理解があると思いますか。」という問いに対し、「やや理解不足だと思う」、「理解不足だと思う」と回答した割合は、同44.2%から35.4%に減少し、改善しています。

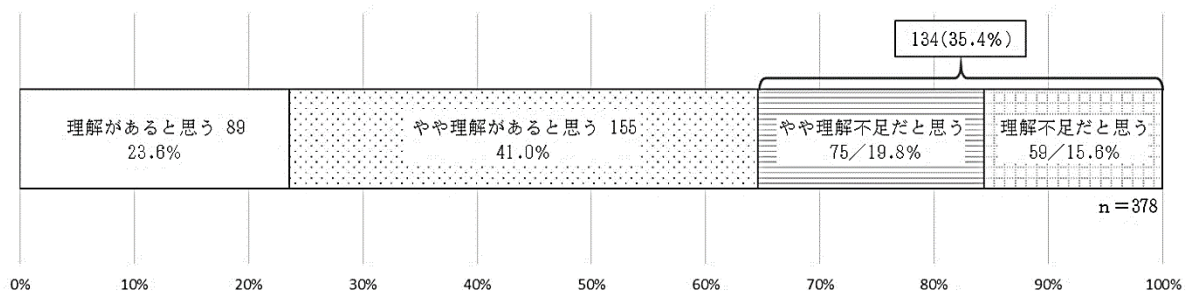
しかしながら、「あなたがお住まいの地域で、住民同士の支え合いはありますか。」という問いに対しては、「どちらかと言えばない」、「ない」と回答した割合は、同49.1%から62.2%へと増加しており、地域での支え合いを実感していない結果となっています。

【実態調査抜粋】

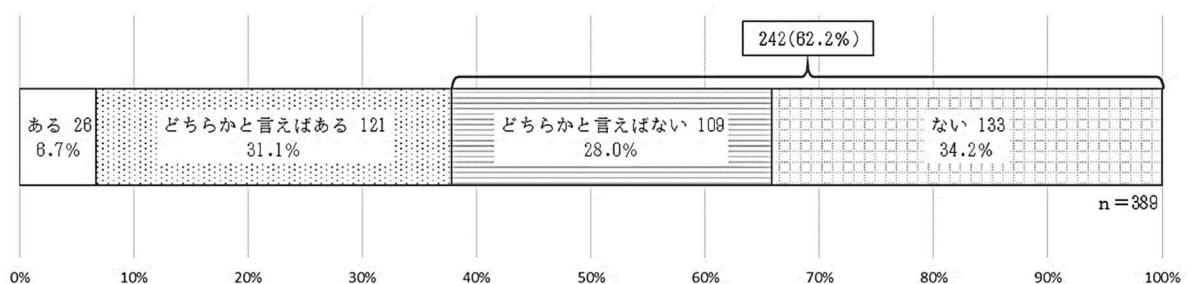
問15 ここ3年間で障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。（1つに○）



問17 あなたがお住まいの地域の方は障がい者に対する理解があると思いますか。（1つに○）



問22 あなたがお住まいの地域で、住民同士の支え合いはありますか。（1つに○）



3 課題

障がい者に対する理解は徐々に進んでいるものの、当事者からの視点では、障がい者理解、特に、差別を感じる割合が依然として高く、地域で支え合いを実感していない現状となっています。

また、障がい者が年々増加することに伴い、障害福祉サービス等の利用の需要がより一層高まっています。

加えて、^{はちまるごーまる}8050問題や障がいの重度化、強度行動障害や医療的ケア等の専門的支援等、障がい者に対する様々な支援が求められており、障害福祉サービス等事業所を始めとした地域資源の確保が必要となっています。

このような中、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、これまでの取組を継続するとともに、障がい者理解や権利擁護、地域資源の確保及び地域ネットワークの構築に関する取組等を推進する必要があります。

(1) 障がい者理解の不足

障がい者が社会生活を営むためには、近隣住民や職場の同僚等の周囲の理解が不可欠ですが、実態調査では、障がい者の35.4%が、障がいや障がい者に対する理解が不足していると感じています。

精神障がいや発達障がい等、目に見えない障がいもあることから、障がいについて理解してもらうため、更なる取組が必要です。

(2) 障がい者に対する差別

障がい者に対する差別は、人権尊重の観点から許されない行為ですが、実態調査では、障がい者の50.1%が差別や嫌な思いをしたことがあると回答しています。

近年、障害者差別解消法が改正されたことにより、地域や民間企業等に権利擁護の意識啓発を図る必要があります。

(3) 相談内容の多様化

障がい者の地域生活においては、療育、就労、居住、通院等に係る問題等、様々な状況で困りごとが発生します。このため、多様な相談であっても対応でき、本人の意思決定を支援する相談支援体制が必要になります。

(4) 障がい児に対する切れ目のない支援体制の構築

保育や教育の現場では、個々の特性に応じた配慮を必要とする障がい児が年々増加しています。そのような障がい児の生活の場には、様々な関係機関が関わっており、それら関係機関の連携や個々のライフステージに応じた支援が必要になります。

(5) 障がい者の就労支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の背景の中、多様な働き方が生じたことに伴い、障がい者の就労ニーズが多様化しています。また、感染症による経営不振等を事由とした解雇や就職活動の停滞等、障がい者の一般就労への移行支援が課題となっています。

(6) 安心できる地域生活の継続

実態調査では、地域で暮らす 40 代の障がい者において、主たる介助者に「父・母」が含まれる割合は、68.2%となっています。困難事例でも^{はちまるごまる}8050問題に関わる事例が増えています。令和 12（2030）年に団塊の世代が 80 歳を迎える中で、介助者の入院や施設への入所、死亡等に備え、障がい者本人の将来の地域生活をどのように支援していくかが大きな課題となっています。

(7) 障がい者の外出支援

移動に制約がある障がい者が地域において自立した生活を営み、社会活動に参加するためには、障害福祉サービス等の公的な制度や介助者が同伴する等の外出支援が必要となります。

(8) 専門的な支援の不足

地域には、重度の障がいや医療的ケア等の専門的な支援を要する障がい者が生活していますが、障害福祉サービス等事業所の人員不足、専門的資格者の不在及び地域資源の不足等により、地域生活の継続が困難な状況が生じています。

(9) 障がいの早期予防

障がいの重度化や障がいの要因の一つである生活習慣病等の疾病の予防やそれら疾病の早期発見及び早期治療につなげるため、障がい者が受診しやすい医療体制が必要となります。

(10) 災害時の対応

大規模な地震や風水害等の災害時に際しては、障がい者のみならず、全ての市民が自助の意識を持ち、事前の準備が必要です。

しかし、障がい者の中には、災害時の情報の不足等から避難に遅れが生じる恐れがあるため、避難支援体制の構築が必要です。

(11) 地域で支え合うネットワークの不足

地域ネットワークは、地域生活における支え合いの基盤となりますが、実態調査では、障がい者の半数以上が、地域において住民同士の支え合いが足りないと感じています。

(12) 地域住民の関係性

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も相まり、地域の人間関係が希薄化する中で、日頃から地域の中で顔の見える関係を作り、誰もが自分のできる範囲内で支え合える環境の構築が必要です。

4 計画の目指す姿と全体像

(1) 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

(2) 基本理念

- ア 障がい者を身近なものとして理解できるまちづくり
- イ 障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり
- ウ 誰もがともに生きる地域の一員であることを実感できるまちづくり

(3) 基本目標

- ア 障がいによって分け隔てられることのないまち
- イ 自分らしく生きることができるまち
- ウ 地域で支え合う共生のまち

5 主な取組

(1) 障がい者理解の促進

地域共生社会の実現には、他者の多様性を認め、理解しようとする心の醸成が不可欠であることから、更なる障がい者理解の普及啓発を図ります。

(2) 権利擁護の推進

障がい者に対する差別の解消に向けて、障害者差別解消法や障害者虐待防止法等の理念に基づき、虐待の防止や意思決定支援といった権利擁護の推進及び地域社会における合理的配慮の普及啓発に取り組みます。

また、成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増えていくことを踏まえ、制度の理解を進めるとともに、適正に運用される環境を整えます。

(3) 相談支援体制の充実

障がい者が自らの意思で暮らし方を決定するために、多様なニーズに対応できるよう総合的・専門的機能を高め、相談支援体制の強化・充実に努めます。

(4) 一貫した療育支援体制の確立

障がい児本人を含め、その家族に対し、将来を見据えた一貫した相談支援を継続して行うために、教育、保健、福祉、医療、就労等の様々な関係機関が連携した支援体制の構築を図ります。

(5) 就労支援の充実

障がい者の就労ニーズや一般就労中における定着支援や復職支援等、様々なニーズに対応するために、令和6（2024）年度報酬改定を踏まえた障害福祉サービス等の促進や就労相談の充実に努めます。

(6) 居住支援の充実

住居の確保における支援のほか、親の不在時や親亡き後の地域での生活支援について、親が元気なときから本人とともに相談できる仕組みづくりを推進します。また、これとともに、障がい者の自立に向けた障害福祉サービス等の体験的な利用の促進を図ります。

(7) 社会参加の促進

移動支援の充実やガイドヘルパー等の養成、確保を図り、障がい者が気軽に外出できるよう環境整備を図ります。

(8) 日常生活を支えるサービスの充実

どのような障がいがあっても、希望する地域で生活が継続できるように、障害福祉サービスを充実し、専門的な支援の提供を可能とするとともに、関係機関との緊密な連携を図ります。

(9) 健康・医療の充実

障がいの重度化や障がいの原因となる疾病を予防するために、関係機関の連携による健康管理等の相談等の充実を図ります。

(10) 災害時支援体制の強化

障がい者の中には、自力で避難することや避難所で過ごすことが困難な場合があります。災害時の安否確認や避難時の助け合い活動が円滑に行われるよう環境整備を図ります。

(11) 地域をつなぐネットワークの構築

社会における障がい者の孤立を防止するため、地域において住民同士が支え合う関係性を育み、平常時の見守りや緊急時及び災害時の手助け等、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

(12) 地域における人材等の養成

障害福祉サービス等の公的な制度だけではなく、地域における自治会、近隣住民、ボランティア、NPO法人、民間事業者等の多様な主体が行う活動を通じた支援の担い手の養成を促進し、地域で支え合う体制の構築を図ります。

6 策定体制

(1) 庁内

厚木市地域福祉推進会議

(2) 庁外

ア 厚木市保健福祉審議会

イ 厚木市障害者協議会

ウ 厚木市地域包括ケア推進会議

エ 厚木市地域福祉推進協議会

【将来像】

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】

【達成された姿】

人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営める社会

障がいを身近なものとして理解できるまちづくり

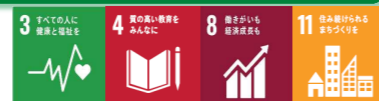
障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり

誰もがともに生きる地域の一員であることを実感できるまちづくり

基本目標 1
障がいによって分け隔てられることのないまち



基本目標 2
自分らしく生きることができるまち



基本目標 3
地域で支え合う共生のまち

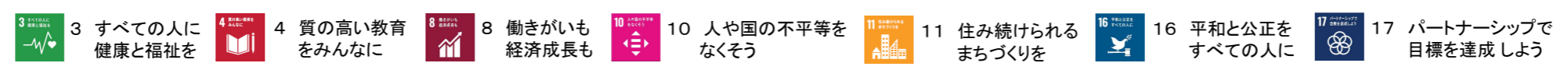


- 重点** 1 障がい者理解の促進
- 2 権利擁護の推進
- 重点** 3 相談支援体制の充実
- 4 一貫した療育支援体制の確立
- 重点** 5 就労支援の充実
- 6 居住支援の充実
- 7 社会参加の促進
- 8 日常生活を支えるサービスの充実
- 9 健康・医療の充実
- 10 災害時支援体制の強化
- 重点** 11 地域をつなぐネットワークの構築
- 12 地域における人材等の養成

- 障がい・障がい者への理解が深まり、差別が解消され、誰もが尊重されている。
- 全ての障がい者の人権が尊重され、自分らしい生活を送ることができる。
- 困ったときには、身近な場所で気軽に相談することができる体制が整っている。
- 地域で切れ目のない一貫した療育支援が受けられている。
- 一人一人に合った就労支援により、多様な働き方ができている。
- 住居を確保し、安心して地域で暮らし続けることができる。
- 地域や社会の様々な活動に参加しやすい環境が整っている。
- 住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスが整っている。
- 障がいの原因となる疾病や重度化の予防が図られている。
- 災害時に必要な避難等の支援が受けられている。
- 支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援が図られるネットワークがある。
- 地域ぐるみの様々な生活支援が活発に行われ、身近な支援者が増えている。

地域包括ケア社会の実現

取り組むべきSDGsの目標



厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の策定方針

1 計画策定の基本的な考え方

厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）は、令和27（2045）年に本市における高齢者人口がピークを迎え、医療や介護が必要となる割合が高くなる85歳以上の人口割合も急速に増加することが推計されております。また、要介護認定者、認知症高齢者や社会構造の変化によるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、社会参加や地域交流を活性化させるとともに、必要な介護・福祉サービスや多様なニーズに対応する体制を整備するために策定します。

(1) 計画の位置付けと性格

- ア 老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画
(介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画を包含して策定します。)
- イ 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画
- ウ 第10次厚木市総合計画の個別計画
- エ SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図る計画

(2) 計画の期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで（3か年計画）

(3) 計画の推進体制

地域、社会福祉協議会及び市が協働し、この計画を推進します。

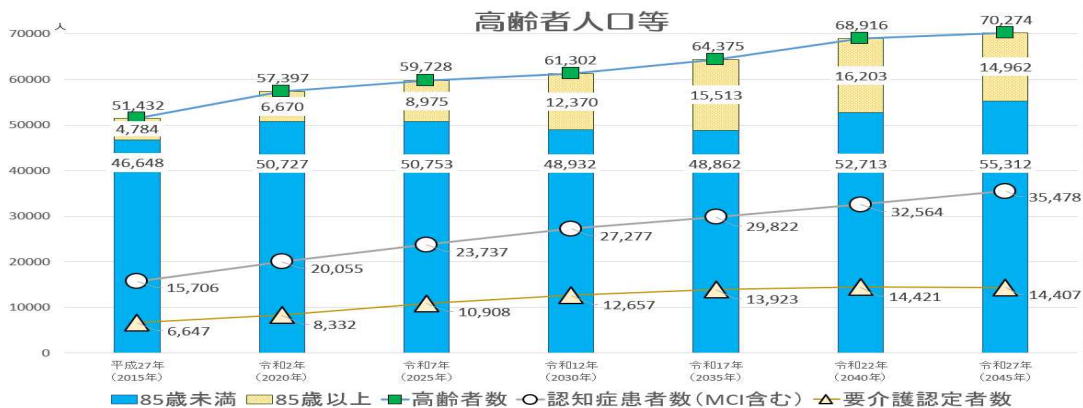
2 現状

現行計画（第8期）において、要介護認定者や認知症高齢者の増加に対応するため、様々な高齢者の外出支援や介護予防事業等の施策を推進してきました。

本市は、県内市町村と比較して、認定率が低い反面、一人当たりの給付費が多く、特に在宅系のサービスが多い結果となっています。

(1) 高齢者等の状況

高齢者は、平成27（2015）年に51,432人であったのに対し、令和27（2045）年には約1.4倍に当たる70,274人になると推計しており、また、要介護認定者についても、6,647人であったのに対し、約2.2倍の14,407人、認知症高齢者については、約2.3倍の35,478人（軽度認知障害（MCI）含む。）になると推計しています。



※令和7（2025）年以降は推計値であり、認知症高齢者数は全て推計値です。

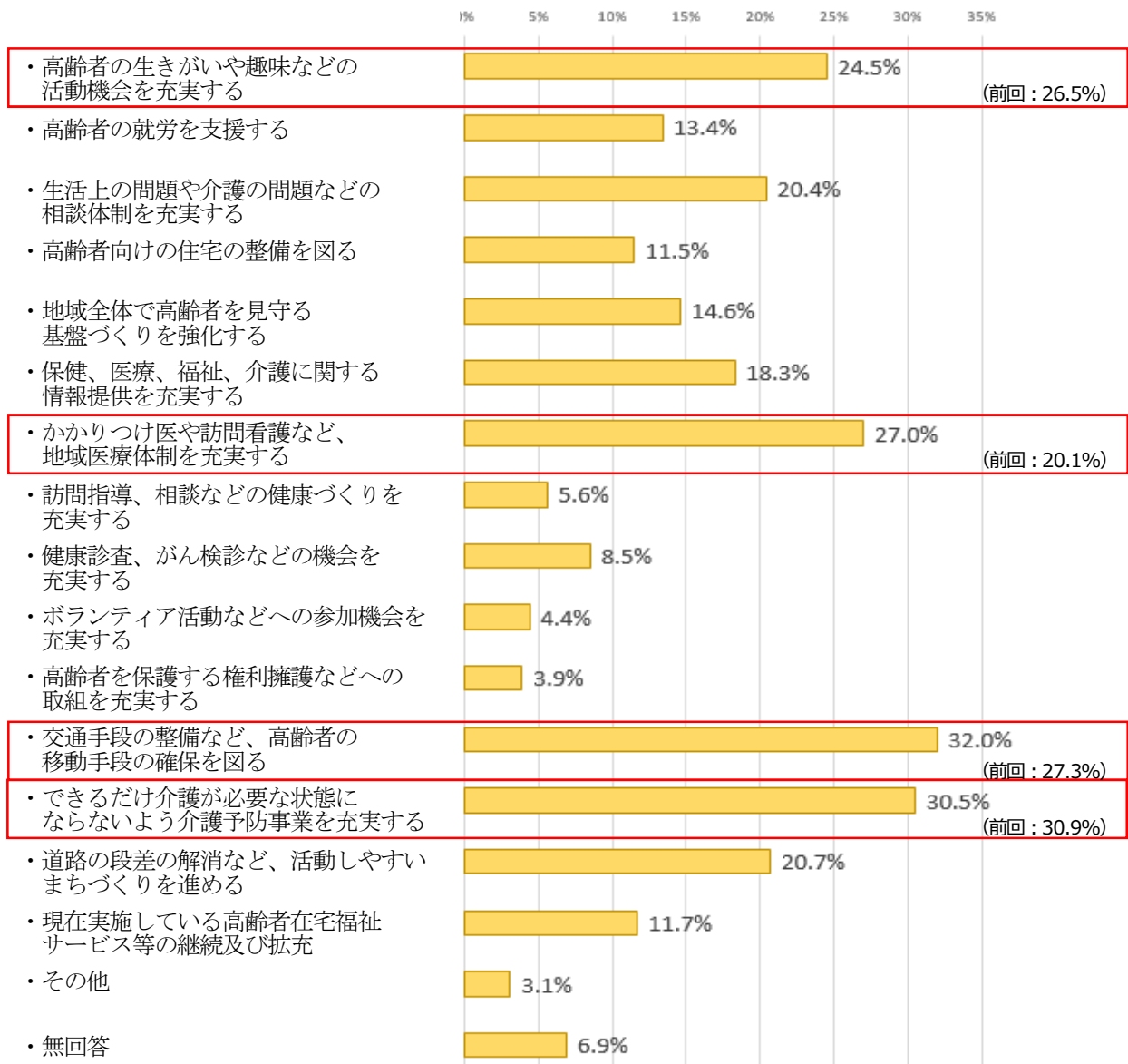
※高齢者数は住民基本台帳数値で、推計値は厚木市人口ビジョンにおける将来展望です。

(2) 高齢者施策について

計画策定のために実施した市民アンケートにおいて、推進すべき高齢者施策について尋ねたところ、移動支援、介護予防、地域医療体制、生きがいづくりに対するニーズが高い結果となりました。特に、地域医療体制のニーズが著しく伸びています。

※厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定のためのアンケート調査

(令和4年12月実施、回答者数：4,217人)



3 課題

本市においては、令和 22（2040）年に 85 歳以上の高齢者人口が急速に増加し、令和 27（2045）年には高齢者人口がピークを迎える¹ことが見込まれます。また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加し、また、多様化することが想定されます。

(1) 支援機能の必要性

急速に進む高齢化や単身世帯及び高齢者のみの世帯の増加に伴い、それぞれが抱える問題は多岐に渡り、多様で重層的な支援につなげることが必要です。それらの問題解決に向けて対応する地域包括支援センターの役割が重要です。

(2) 見守りの必要な高齢者等の増加

介護や支援を必要とする世帯などが増加し、外出の機会の減少などにより、地域での人と人とのつながりの希薄化が進み、社会的孤立を防止するために地域の支え合いが重要です。また、高齢者に限らず安心して生活できる仕組みも必要です。

(3) 在宅生活の限界点の引上げ

在宅生活を続けたいと希望する方が 68.0%（前回 58.9%）を占め、また、国の推計では、訪問診療を受ける患者数が令和 22（2040）年以降に最大となると予測²しています。継続的な在宅生活における多様なニーズに対応するため、医療・介護・福祉の更なる連携推進と、生活に必要な支援を一体的に提供することに加え、看取り^{みと}に向けた体制づくりが必要です。

(4) 移動困難者の増加

高齢による心身機能の低下により、行動範囲が狭まることや日常生活を営む上で支障をきたすことが懸念されます。特に、自動車運転免許自主返納者も増加しており、介護予防による外出を促す観点からも、移動支援の重要性は増しています。

(5) 認知症高齢者による社会問題の増加

令和 7（2025）年には、65 歳以上の 5 人に 1 人が認知症になるという推計があり、85 歳以上では約 4 割の高齢者がり患する³とされています。それに伴う様々な社会問題の増加が予測されることから、認知症などによる判断能力の不十分な人の権利と利益の擁護が必要です。

(6) 認知症高齢者等への支援

認知症の人を含む高齢者でも、本人の意思が尊重された生活が続けることができるよう、総合的な認知症施策の推進が必要です。

(7) 要介護につながる健康課題を抱える方の増加

要介護認定者の増加が見込まれる中で、要介護状態となることを予防するために、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図る必要があります。

(8) 生産年齢人口減少による社会の担い手の不足

高齢者が大幅に増加する一方、現役世代が減少し続けることが見込まれ、担い手不足が懸念されることから、高齢者が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備が必要です。

¹ 出典 厚木市人口ビジョンにおける将来展望

² 出典 厚生労働省第 2 回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ「第 8 次医療計画策定に向けた在宅医療について」

³ 出典 厚生労働省認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

(9) 介護サービスの需要増加に対するサービス供給の不足

介護サービス需要の増加に対応するために、介護サービスの基盤整備を行うとともに地域の主体性をいかした介護予防の取組や地域づくりなど地域の実情に応じた仕組みづくりや取組をデザインすること、また、それらを支える介護人材の確保と育成の支援が必要です。

(10) 介護ニーズの上昇による被保険者負担の増加

要介護認定者の増加に伴い介護給付費の増加による介護保険料の急激な上昇が想定され、公的年金が収入の柱である高齢者の生活を困難にするおそれがあります。

4 計画の目指す姿と全体像

(1) 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

(2) 基本理念

高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり

(3) 基本目標

ア 地域のつながりが深まり安心・継続して暮らせるまち

イ 健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまち

ウ 充実した介護サービス等を安定して受けられるまち

5 主な取組

(1) 地域包括支援センターの機能の充実

高齢者が自分らしい暮らし方を自らの意思で決定するために、地域包括支援センターの地域マネジメント機能を強化し、多様なサービスにつなげる相談支援体制を充実します。

(2) 生活支援サービスの充実

地域の中で高齢者に限らず、全ての住民同士が支え合い、安心して生活できるよう多様なサービスや居場所を活用し、暮らしや生きがいを共に創り高め合える関係づくりを推進します。

(3) 医療・介護・福祉・生活支援の連携強化

医療や介護ニーズが大幅に増加する中で、人生の最期まで希望に応じた住まいで生活を続けられるよう、医療・介護・福祉・生活支援が相互に連携することで、地域の特性に応じた支援や、切れ目なく必要な支援を一体的に提供できる体制を構築します。

(4) 地域特性に応じた環境整備

一人暮らし、社会的孤立などの課題を抱える高齢者の状況に応じた多様な住まいの確保と併せ、バリアフリー改修など暮らしやすい住居環境を推進します。また、災害対策など安心・安全な地域づくりを推進するとともに、スーパー、コンビニ、診療所など生活利便施設にアクセスしやすい環境整備に取り組みます。特に、公共交通機関を利用する高齢者の支援を行うとともに、日常生活に必要なコミュニティ交通の取組を推進します。

(5) 権利擁護の推進

高齢化が進む中、成年後見制度を利用する人や必要とする人が増えていくと予測されることから、制度の周知及び理解を推進するとともに、高齢者の特性に応じた意思決定支援とその理念の支援者への浸透、また迅速な権利侵害の回復の支援に取り組みます。

(6) 認知症施策「共生と予防」の推進

認知症の人を含む高齢者には、できることとできないことが生じてくることを踏まえ、認知症があってもなくても希望や生きがいを持ち続け、日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点も重視しながら、共生と予防の施策を推進します。

(7) 介護予防・健康づくりの推進と保健事業の充実

要介護状態とならないようにするための生活機能の維持・向上を目的とした介護予防事業とフレイル^{*}に着目した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」のほか、広く啓発活動を実施し、高齢者が自ら介護予防と健康づくり活動に取り組めるよう体制を整備します。

^{*}フレイルとは、年齢を重ねることにより、心身の活力が低下した状態をいいます。

(8) 社会参加と生きがいづくりの推進

高齢者が地域で生きがいを持って暮らせるよう、住民を始め様々な主体による交流や活動の場を提供するとともに、多様なライフスタイルに対応するために、就労も含めた幅広い活動の支援を行います。

(9) 介護サービス等の充実

必要なときに過不足なく良質な介護サービスや生活支援が受けられるように人材確保や介護職員の負担軽減につながる施策を推進します。

また、個別ニーズに応じたサービス提供がなされるよう自立支援に資する質の高いケアマネジメントを行い、状況の変化に柔軟に対応できる体制づくりを推進します。

(10) 安定した介護保険事業の運営

今後も増加が見込まれる介護サービスの需要と供給及び保険料とのバランスをとり、過不足のない適切な保険給付となるように介護保険事業の運営に努め、介護保険事業基金の適切な運用を行い、急激な上昇とならないよう介護保険料の設定を行います。

6 策定体制

(1) 市内

厚木市地域福祉推進会議

(2) 市外

ア 厚木市保健福祉審議会

イ 厚木市地域福祉推進協議会

ウ 厚木市地域包括ケア推進会議

【将来像】

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】

【達成された姿】

人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを

高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり

基本目標 1
地域のつながりが深まり
安心・継続して暮らせるまち



基本目標 2
健康で生きがいに満ちた
生活を送ることができるまち



基本目標 3
充実した介護サービス等を
安定して受けられるまち

- 重点 1 地域包括支援センターの機能の充実
- 重点 2 生活支援サービスの充実
- 3 医療・介護・福祉・生活支援の連携強化
- 4 地域特性に応じた環境整備
- 5 権利擁護の推進
- 重点 6 認知症施策「共生と予防」の推進
- 重点 7 介護予防・健康づくりの推進と保健事業の充実
- 重点 8 社会参加と生きがいづくりの推進
- 9 介護サービス等の充実
- 10 安定した介護保険事業の運営

- 日常生活の困りごとをいつでも気軽に相談でき、総合的に支援を受けることができ、地域包括支援センターが地域の介護資源のマネージャーとして機能している。
- 安心して生活できる多様な要望に沿ったサービスや居場所などが整い、住民同士の支え合いが実感できている。
- 地域の中で切れ目なく必要な支援やサービスを受けることができる。
- 多様な住まいが選択でき、かつ、バリアフリー等にも配慮され、高齢者が生活しやすい環境が整備されている。
- 高齢者の権利が守られ、尊厳を保持し、自分らしく暮らし続けていくことができる。
- 本人の意思が尊重され、認知症とその予防について正しく理解され、地域の中で安心して生活することができる。
- 介護予防や健康増進に対する意識が高まり、自分の健康管理ができ、健康寿命の延伸につながっている。
- 住民を始め様々な主体による就労や地域活動など居場所が充実し、多様な社会参加の機会がある。
- 必要なときに過不足なく良質な介護サービス等を受けられている。
- 介護サービス等の需要、供給及び保険料とのバランスがとれている。

地域包括ケア社会の実現

取り組むべきSDGsの目標

